

埼玉労働基 1228 第 1 号
令和 3 年 12 月 28 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



死亡災害が多発している年末の緊急事態への対応について（要請）

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局では、埼玉第 13 次労働災害防止計画を定め、また、毎年 12 月 1 日から翌年 1 月 15 日までを年末・年始無災害運動期間として、労働災害防止施策を展開しているところです。

しかしながら、令和 3 年 12 月における埼玉県内の労働災害による死亡者数は、7 名（建設業 4 名、製造業 2 名、小売業 1 名）となり、危機的な状況にあります（別添リーフレット「緊急事態 年末に死亡災害多発!!」参照。）。このような事態は、由々しきものであり、早急な対応が急務となっています。

つきましては、貴団体におかれましても、死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止活動の取り組みを一層徹底するため、傘下会員事業場等に対し、下記による緊急点検の実施について、指導援助いただきますようお願いいたします。

記

- 1 緊急点検の実施期間
令和 3 年 12 月 28 日から令和 4 年 1 月 15 日まで
- 2 点検事項（別添リーフレット「緊急事態 年末に死亡災害多発!!」の裏面参照。）
 - ・転倒災害防止対策
 - ・墜落・転落災害防止対策
 - ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策
 - ・交通労働災害防止対策

緊急事態

年末に死亡災害多発！！

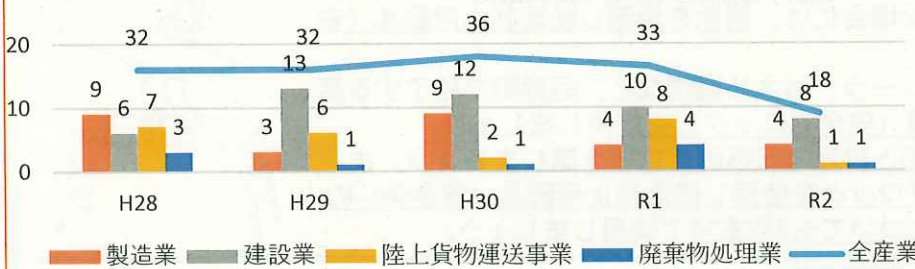
災害の事例 12月に入ってから、製造業と建設業、小売業で死亡災害が発生し7名の方が亡くなっています。

製造業の災害：1名の作業員がクレーンで金枠（約2t）を移動させていたところ、金枠が落下して同作業員が下敷きとなったもの。

建設業の災害：脚立の下から2段目に立って作業していたところ、バランスを崩して転落し、後頭部を強打したものの。

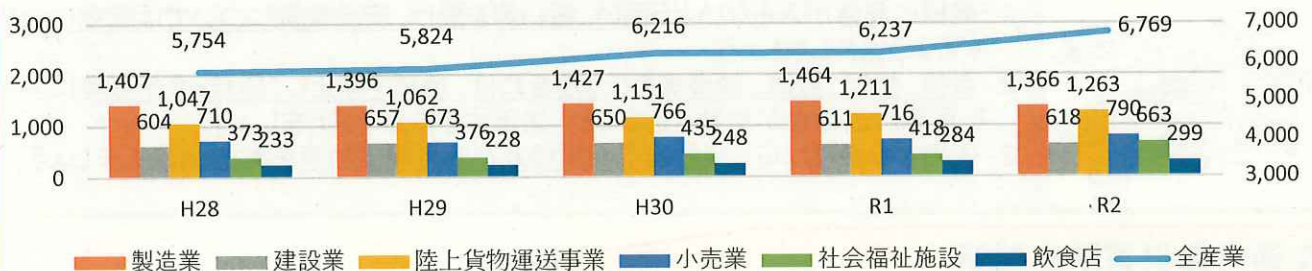
労働災害発生状況

労働災害による死亡者数の推移

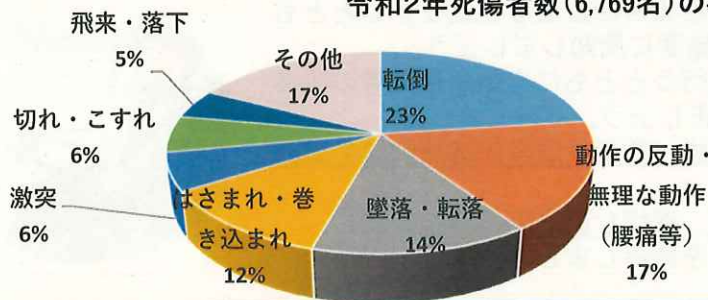


平成28年から令和2年の労働災害の推移を見ると、死亡者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増加傾向が続いています。令和3年においても同様の傾向が続いており、12月の前年同期比で死亡者数は9名増(+50%)となっています。

労働災害における死傷者数の推移



令和2年死傷者数(6,769名)の事故の型別分類



休業4日以上の死傷災害について、事故の型別で見ると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」で全体の40%を占めています。建設業、陸上貨物運送事業においては、「墜落・転落」が最も多く発生しています。

労働災害ゼロの職場をめざしリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

事業場では、**墜落転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！



4つの重点

墜落・転落災害

はさまれ・巻き込まれ災害

交通事故

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください



埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

転倒災害防止対策



- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し墜落制止用器具(安全帯)を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱(安全ブロック)を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し墜落制止用器具(安全帯)の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

交通労働災害防止対策

- 1 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
- 2 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 3 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 4 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。



「無災害記録認証制度」「建設事業無災害表彰制度」について

「無災害記録認証制度」は、一定期間、労働災害を発生させることがなかった事業場に対する記録認証であり、また、「建設事業無災害表彰制度」は、全工期を通じ、労働災害を発生させることがなかった建設事業場に対する記録認証であり、共に、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名で授与されます。詳しくは埼玉労働局ホームページをご覧ください。



「埼玉 無災害記録」又は「埼玉 建設無災害表彰」

検索